

Japanese Society and Culture (JSC)における secondary publication 要項

JSC は、日本語の理解が困難ゆえに日本に関する学術情報等を利用することができない研究者に対して、汎用性の高い英語によって当該情報等を世界に発信し、学問の発展に貢献することを目的として刊行されます。そのため、日本語による既刊行の論文等（以下、「日本語論文等」という。）自体も当該目的の対象に該当するため、日本語論文等の英語訳も secondary publication として、JSC への投稿及び掲載を認めることにいたしました。

以下に secondary publication に関する要項を示します。

1. 日本語論文等を英文化（以下、「英文原稿」という。）して JSC に投稿する場合、著者は、必要な場合は、当該日本語論文等の掲載誌が定める条件に従って関係権利を有する編集委員会等から secondary publication として JSC に投稿するために必要な許可等を取得しなければならない。
2. 英文原稿は、原著となった日本語論文等の内容を忠実に反映したものでなければならない。
3. 英文原稿のタイトルは、原著となった日本語論文等の secondary publication であることがわかるものでなければならない (complete republication, abridged republication, complete translation, or abridged translation)。
4. Secondary publication 用の英文原稿も査読を受けなければならない。
5. 英語原稿のタイトル頁の footnote に、既刊行の日本語論文等（原著）を英文化した旨を明記しなければならない。例えば、**This article is based on a study first reported in the (title of journal, with full reference)** という footnote を記述する。
6. その他、執筆者又は投稿者は研究倫理に抵触しないように十分に注意を払わなければならない。JSC に掲載された英文原稿に関して研究倫理に抵触する事態が発生した場合の責任は執筆者に属し、JSC の編集委員及び編集委員会並びに現代社会総合研究所には帰属しないことを承諾しなければならない。

追記: 上記要項は、secondary publication に該当しない英文原稿については適用されない。但し、当該原稿であっても、研究倫理との抵触には十分に注意を払わなければならない、責任の所在は上記 6 と同様とする。

2018年9月3日
JSC 編集委員会